

コロンビアにおける
「2022年税制改正」の概要

(2023年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ボゴタ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ボゴタ事務所が現地法律事務所 Lloreda Camacho & Co.に作成委託し、2022年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび Lloreda Camacho & Co.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Lloreda Camacho & Co.が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ボゴタ事務所

E-mail：CBO@jetro.go.jp

JETRO

目次

はじめに	1
1. 自然人に対する所得税	2
2. 配当	3
3. 法人に対する所得税	4
4. 一時所得	9
5. 資産税（富裕税）	10
6. 簡易課税制度	13
7. 環境税	14
8. 健康税	16
9. 脱税と租税回避に対処するメカニズム	18
10. 租税犯罪	20
11. その他の規定	21
12. 廃止：	23

コロンビアにおける「2022年税制改正」の概要

はじめに

コロンビア政府は2022年12月13日、法律2277号「平等と社会的公正のための税制改正」を公布した。政府は、高所得者層への課税強化、鉱業分野への上乗せ課税、健康税導入などにより、20兆ペソ（約6,000億円）の税収増を目指しており、新たな歳入は、貧困や格差是正のための社会支出に充てられる。

なお、2023年の課税基準単位（以下、「UVT」）は、4万2,412ペソである（2022年11月19日付国税庁決定1263号）。

1. 自然人に対する所得税

- i. 非課税労働所得：年間 790UVT (3,429 万 5,480 ペソ) を上限に、収入の 25% が引き続き非課税となる。
- ii. 退職、障害、老齢、遺族、および専門的リスクにかかわる年金：非課税の月額は、以前と同じく 1,000 UVT (4,341 万 2,000 ペソ) を上限とする。以前との違いは、この扱いが海外または多国間組織で取得された年金にまで拡大されることである。
- iii. 一般所得グループの課税対象純所得：特別控除と免除所得に、1,340 UVT (5,817 万 2,080 ペソ) を上限とする新しい制限が設定されたが、これは労働者の所得の 40% を超えないことを条件とする。さらに、扶養家族 1 名ごとに 72UVT (312 万 5,664 ペソ) の控除が認められ、最大 4 名まで可能である。
- iv. 商品およびサービスの購入に対する控除（新规定）：240 UVT (1,041 万 8,880 ペソ) を超えない、一般的な所得グループに含まれる所得を申告した自然人による商品およびサービスの購入額の 1% 相当が控除できる。これは、納税者の所得を生み出す活動と因果関係があるかどうかにかかわらない。これが認められるためには、以下が必要である。
 - a. 商品および/またはサービスの取得が、所得税の費用または控除、付加価値税の控除可能な税、所得または一時所得とならない収入、免税所得、税の割引、またはその他の種類の利益または税額控除として申請されていないこと。
 - b. 購入について、氏名や NIT（納税者番号）で購入者が特定される電子請求書による裏付けがあること。
 - c. 電子請求書が、控除が申請された課税対象期間内に、クレジットカード、デビットカード、または金融監督局あるいはその代理と務める組織の監督下にある機関が介入するその他の電子媒体を通じて支払われていること。

- v. 課税対象所得：労働所得、資本所得、非労働所得、年金所得、および配当所得の合計で構成され、自然人は0～39%の累進税率により税金を支払う。

2. 配当

納税者	効果												
居住者である自然人	<p>所得または一時的な利益とならない収入（INCRNGO）とみなされる利益から生じる配当へ適用される税率は、0～39%の間で引き上げとなったが、1,090 UVT（4,731万9,080ペソ）を超える年間配当については19%が控除可能である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下限 UVT</th> <th>上限 UVT</th> <th>税率</th> <th>源泉徴収</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1,090</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>>1,090</td> <td>以上</td> <td>15%</td> <td>（配当要求が可能な配当金 - 1,090UVT） × 15%</td> </tr> </tbody> </table>	下限 UVT	上限 UVT	税率	源泉徴収	0	1,090	0%	0%	>1,090	以上	15%	（配当要求が可能な配当金 - 1,090UVT） × 15%
下限 UVT	上限 UVT	税率	源泉徴収										
0	1,090	0%	0%										
>1,090	以上	15%	（配当要求が可能な配当金 - 1,090UVT） × 15%										
内国法人	所得または一時所得とならない収入（INCRNGO）とみなされる利益から生じる配当へ適用される税率は10%に引き上げられる。												
外国の企業や事業体、および非居住者の自然人への配当	税率が20%に引き上げられる。												

3. 法人に対する所得税

i. 税率

納税者	税率
内国法人およびそれと同等の法人、外国事業体の恒久的施設、および国内に居住地が有るあるいは無い外国法人	35%
国営の工業および商業会社、および政府の参加率が90%以上である、賭事や宝くじ、リキュールやアルコール飲料の独占権を行使する県、市、区の混合経済会社（第3セクター）	9%
金融機関	35*
ホテル	15%**
コロンビアに設立された出版社	15%
*金融機関、保険会社、株式仲買人、農牧業仲介会社、農牧業商品、アグロインダストリー、またはその他コモディティの取引所、株式市場のインフラ提供者	
** 法律で定められた要件が満たされている場合、10年間適用される。	

ii. 上乗せ率

- a. 金融機関：課税所得が12万 UVT（145億6,048万ペソ）以上の場合、2023年から2027年までは所得税に5ポイントの上乗せした税率で支払う必要があるため、そのセクターの合計税率は40%となる。
- b. 石油・石炭採掘セクター（新規定）：

➤ 無煙炭鉱業（ISIC 0510）および亜炭鉱業（ISIC 0520）：

条件	所得税率への上乗せ率
申告対象課税年度の平均価格が、申告対象年の経過月の価格を含まない、過去120カ月の月間平均価格の65パーセント以下を下回る場合。	0%
申告対象課税年度の平均価格が、申告対象年の経過月の価格を含まない、過去120カ月の月間平均価格の65～75パーセントの間にある場合。	5%
申告対象課税年度の平均価格が、申告対象年の経過月の価格を含まない、過去120カ月の月間平均価格の75パーセントを超える場合。	10%

➤ 原油採取業（ISIC 0610）：

条件	所得税率への上乗せ率
申告対象課税年度の平均価格が、申告対象年の経過月の価格を含まない、過去120カ月の月間平均価格の30パーセント以下を下回る場合。	0%
申告対象課税年度の平均価格が、申告対象年の経過月の価格を含まない、過去120カ月の月間平均価格の30～45パーセントの間にある場合。	5%
申告対象課税年度の平均価格が、申告対象年の経過月の価格を含まない、過去120カ月の月間平均価格の45～60パーセントの間にある場合。	10%
申告対象課税年度の平均価格が、申告対象年の経過月の価格を含まない、過去120カ月の月間平均価格の60パーセントを超える場合。	15%

- 水力発電（新規定）：2023年、2024年、2025年、2026年の課税期間中は、所得税に3ポイントの上乗税を支払う必要があり、合計税率は38%となる。これらの上乗税率は、対応する課税年度の課税所得が3万 UVT（13億236万ペソ）以上の法人にのみ適用される。これは、設備容量が1,000キロワット以下の小規模水力発電所には適用されない。

iii. 自由貿易地域（FTZ）

収入が商品やサービスの輸出に由来するかどうかに応じて、純所得を次のメカニズムで分類する。

主体	収入の性質	税率
工業利用者	商品およびサービスの輸出による収入	20%*
	商品およびサービスの輸出以外による収入	35% **
2022年に、2019年と比較して総収入が60%増加した工業利用者	非適用	20%***
オペレーターである利用者	非適用	20%
オフショア FTZ	非適用	20%
* この税率を適用するには、FTZ 工業利用者が 2023 年または 2024 年の国際化と年間販売計画に同意する必要がある。		
** 2024 年以降は 35% が適用される。		
*** 2025 年まで適用される。		

iv. 企業に対する最低課税率（新規定）

純化された財務利益（純化された税率 TTD）の計算に基づく、法人に対する最低課税が定められた。これは、法律が定めた計算式を適用した結果、15%未満であってはならない。従って、実効税率が 15%未満の場合、所得税は TTD15%に達するよう、必要なパーセンテージポイントだけ増加される。

この規定は、次の企業には適用されない。

コロンビアに居住していない外国法人、所得税率が 0%である期間中の ZESE 制度の企業*、ZOMAC インセンティブが適用された企業*、出版社、ホテルサービスを提供する

企業*、テーマパークやアグロツーリズム*、国営の工業商業企業、政府の参加率が 90% 以上である、賭事や宝くじ、リキュールやアルコール飲料の独占権を行使する県、市、区の混合経済企業（第 3 セクター）、財務諸表が連結の対象ではなく、調整後の利益がゼロ以下である納税者、コンセッション契約、および PPP。

* 国別報告書の提出が義務付けられていない限り。

v. 税制上の優遇措置の制限（新规定）

特定の特別控除、免税所得、および税の割引は、特別控除を控除する前の通常の純利益の年間 3% を超えてはならないことが定められた。制限の対象となるのは次の場合である。

控除	控除所得	割引
1. 労働者の勉学（税法 107-2 条）	従業員利益分配（環境法第 44 条（第 789/02 条））	1. 改善への投資（税法 255 条）
2. 労働者の勉学への資金調達（1992 年法律 30 号 124 条）		2. 奨学金（税法 257-1 条）
3. 資産保全のための費用（1997 年法律 397 号 56 条）		
4. 暴力被害者である女性に支払われた給与（2008 年法律 1257 号 23 条）		
5. 文化インフラへの投資（2011 年法律 1493 号 4 条）		

vi. 先住民評議会

所得税や補完的な収入税の非納税者リストに含まれている。

vii. 株式市場に上場されている株式の売却による利益：

同じ課税期間中に、当該会社の発行済み株式の 3%を超えない株式の売却の場合、同一の実質受益者が所有するコロンビア証券取引所に上場されている株式の売却による利益は、所得または一時所得とならない収入として扱われる。

viii. 商工税（ICA）：

ICA は所得税から控除できる。

ix. ロイヤルティ：

金銭または現物で支払われるロイヤルティは、所得税および補足的収入税から控除できなくなり、コストまたは費用として扱うことができなくなった。所得税については、現物で支払われたロイヤルティに対応する控除できない金額は、再生不可能な天然資源の総生産コストに含まれることとなる。

x. その他の支払いの控除：

社交クラブへの会費支払い、家庭内のサポートスタッフの人件費、または所得を生み出す活動とは関係のないその他の活動の支払い、共同経営者、参加者、株主、顧客および/またはその家族の個人的支出は、所得税から控除できない。

xi. 研究、技術開発、またはイノベーションへの投資に対する割引：

当該プロジェクトに投資された価値の 30%は、投資が行われた課税期間に割引できる。この裨益は、iNNpulsa コロンビアに寄付が行われた場合にも適用される。割引対象となるコストおよび費用は、同一納税者によって再度資産化されたり、コストまたは控除として採用することはできない。

xii. 特別税制機関：

毎年、最初の 6 カ月間に情報を更新する必要がある。

xiii. デビットカードおよびクレジットカードによる支払いの源泉徴収：

支払いサービスプロバイダー、アグリゲーター、取得または支払い機関での、またはそれらを介した送金から生じる通常の活動による、付加価値税の責任を負わない自然人に有利な税収を構成する支払いまたは口座への払い込みは、所得税の源泉徴収の対象とはならない。

xiv. 所得税の一時的控除：

ホテル、旅行代理店、タイムシェア、受け入れ観光を行う内国人の自然人および法人で、所得と補足的な収入申告を提出する義務があり、2020年11月16日以前よりサン・アンドレス島、プロビデンスシア島および/またはサンタカタリナ島に住所を有する事業所があり、これらの自治体に居住する労働者を抱えている場合は、2023年度に、給与と社会給付金の金額の150%を所得から控除する権利を有する。

4. 一時所得

i. 生命保険補償：

保険料 3,250 UVT（1億 3,783 万 9,000 ペソ）のみが非課税となる。

ii. 免税となる一時所得：

- a. 本人が所有する住宅：1 万 3,000 UVT（5 億 5,135 万 6,000 ペソ）に増加された。
- b. 本人が所有し居住する住宅とは異なる不動産：6,500 UVT（2 億 7,567 万 8,000 ペソ）に減少された。
- c. 遺族となった配偶者や相続人または受遺者が、配偶者、または相続人、または受遺者に相当する分として分配されるもの：3,250 UVT（1 億 3,783 万 9,000 ペソ）に減少した。
- d. 正当な遺族や配偶者とは異なる人物により受け取られた財産や権利：財産や権利金額の 20%が免税となるが、上限は 1,625 UVT（6,891 万 9,500 ペソ）である。
- e. 個人的用途の書籍、衣服、器具、および本人の動産は免税となる。

iii. 家またはアパートの売却：

利益 5,000 UVT (2 億 1,206 万ペソ) までが免税となるが、これは、売却益が AFC 口座に送金され、別の家やアパート購入、または、家やアパートに直接関係する一つまたは複数のクレジットの全額または一部の支払いに向けられるときに限る。

iv. 内国および外国企業の税率：

15%

v. 居住者である自然人の税率：

15%

vi. 居住者でない外国人の自然人の税率：

15%

5. 資産税 (富裕税)

i. 対象者：

- a. 所得税またはその代替制度の納税者である自然人およびその財産の相続人
- b. コロンビアに所有する資産について国内に居住していない自然人
- c. 恒久的施設を通じてコロンビアで間接的に所有されている財産に関して、国内に居住していない自然人
- d. コロンビアに所有している資産に関して、コロンビアに居住していない相続人
- e. 株式、売掛金、またはポートフォリオ投資とは異なる財産をコロンビアに有する、所得申告者でない外国機関

ii. この税の対象とならない者：

- a. コロンビア居住者である組織や人と金融リース契約を締結している、国内で所得税申告者でない外国企業や外国機関

b. 内国企業

iii. 本税を発生させる事柄と事由：

本税と発生させる事柄は、毎年1月1日時点で、7万2,000 UVT（30億5,366万4,000ペソ）以上の純資産を所有していることである。本税が恒常的な性質を持つという決定が維持された。

iv. 課税ベース：

純資産、つまり、毎年1月1日時点で所有する粗資産額から負債を引いた額。

特別ルール

- A) コロンビア証券取引所または国際的な適性が認められている証券取引所に上場していない、団体の株式または出資分の場合、次の規則が適用される。(i) その額は、買収以降、消費者物価指数割合を増加し、毎年更新される税制上の資産価値に対応する、(ii) 株式または会社利益割当が2006年1月1日より前に取得された場合、それらは2006年に取得されたと理解される、(iii) 調整された額が本質的額よりも大きい場合、それは本質的額が採用される。
- B) コロンビア証券取引所または国際的な適性が認められている証券取引所に上場している企業の株式または出資分の場合、その額は、その年または本税起因日の前年の平均市場価格とする。
- C) 設立から4年未満の新興企業およびイノベーション企業の株式の場合で、少なくとも参加5%について10万5,000 UVT（44億5,326万ペソ）の出資を受け、前年に純所得がなく、税制上の資産価値がその本質的価値の少なくとも3倍である場合、課税ベースは税制上の資産価値とする。
- D) 私益財団、信託、実質的な貯蓄要素を伴う保険、投資ファンド、または海外の受託事業への参加は、信託権利と同等とみなされる。次の規則に従い、本税申告者が決定される。

- a. 受益者が対象資産について条件づけられている場合、あるいは対象資産を自由にできない場合、資産の創設者、構成員、または発起人が本税申告者となる。
- b. 本人が死亡した場合、受益者が財産を受け取るまで、相続人が本税申告者となる（これらの目的のために創設された中間会社は、税制上は認められない）。
- c. 資産の創設者、構成員、または発起人が特定できない場合、または、相続が清算された後は、財産の直接または間接的受益者が本税申告者となる。これはその裨益が期間、条件の対象となる場合、または財産を自由にできない場合も含む。

v. 除外資産：

居住する家やアパートの資産価値の 1 万 2,000 UVT（5 億 894 万 4,000 ペソ）まである。内国企業について所有する株式額控除できない。

vi. 税率：

UVT 範囲		限界税率	税
下限	上限		
0	72,000 (30 億 5,366 万 4,000 ペソ)	0.0%	0
72,000 (30 億 5,366 万 4,000 ペソ)	122,000 (51 億 7,426 万 4,000 ペソ)	0.5%	(UVT 換算課税ベース - 72,000 UVT) x 0,5%
122,000 (51 億 7,426 万 4,000 ペソ)	239,000 (101 億 3,646 万 8,000 ペソ)	1.0%	(UVT 換算課税ベース - 122,000 UVT) × 1,0% + 250 UVT
239,000 (101 億 3,646 万 8,000 ペソ)	それ以上	1.5%	(UVT 換算課税ベース - 239,000 UVT) × 1,5% + 1,420 UVT

1.5%の税率は、一時的に 2023～2026 年の期間に適用される。

6. 簡易課税制度

全体的に税率が引き下げられ、教育や（人への）医療サービスについて新しいカテゴリーが創設された。知的な要素が強いコンサルティングサービスや科学的専門サービスを提供する人で、1万2,000UVT（5億894万4,000ペソ）未満の粗収入を得た場合には、この制度の対象となる。本税対象となる活動、範囲、税率を以下に示す。

i. 小さな商店、ミニマーケット、マイクロマーケットおよび美容院：

UVT 換算収入	税率
0～6,000	1.2%
6,000～ら 15,000	2.8%
15,000～30,000	4.4%
30,000～100,000	5.6%

ii. 小売および卸売業：

UVT 換算収入	税率
0～6,000	1.6%
6,000～15,000	2.0%
15,000～30,000	3.5%
30,000～100,000	4.5%

iii. 食糧および飲料の販売、輸送活動

UVT 換算収入	税率
0～6,000	3.1%
6,000～15,000	3.4%
15,000～30,000	4.0%
30,000～100,000	4.5%

iv. 教育、人への医療対応活動および社会支援活動

UVT 換算収入	税率
0～6,000	3.7%
6,000～15,000	5.0%
15,000～30,000	5.4%
30,000～100,000	5.9%

v. コンサルティングや科学的専門サービス

UVT 換算収入	税率
0～6,000	7.3%
6,000～12,000	8.3%

ISIC4665、3830、3811 に該当する経済活動を行う自然人や法人に対する税率は、1.62%である。

7. 環境税

i. 炭素税（国税）

本税を発生させる事柄：国内での販売、自家消費のための採取、自家消費のための輸入、または化石燃料の販売のための輸入。これは、最初に発生した事柄に対し、一度のみ発生する。

課税ベースと税率：各燃料について温室効果ガス（GHG）排出係数を考慮した具体的な税率が定められている。これは、燃料の体積または重量に応じて、重量単位（CO₂換算キログラム）またはエネルギー単位（テラジュール）で表されている。燃料単位ごとの税額を次表に示す。

化石燃料	単位	税額／単位
石炭	トン	\$ 52,215
燃料油	ガロン	\$ 238
ディーゼル油	ガロン	\$ 191
ジェット燃料	ガロン	\$ 202
灯油	ガロン	\$ 197
ガソリン	ガロン	\$ 169
石油液化ガス	ガロン	\$ 134
天然ガス	立方メートル	\$ 36

ii. 使い捨てプラスチック製品に対する国税（新規定）

商品の容器、梱包、または包装に使用される使い捨てプラスチック製品に対する税が定められた。これは、所得税および補足的収入税から控除できない。

- a. 本税を発生させる事柄：商品の容器、梱包、または包装に使用される使い捨てプラスチック製品の販売、自家消費のための回収、または自家消費のための輸入。
- b. 本税を発生させる事由：販売、自家消費のための回収、または自家消費のための輸入。
- c. 対象者：生産者または輸入者。
- d. 課税ベース：使い捨てプラスチックの容器、梱包、包装のグラムによる重量。
- e. 税率：容器、梱包、包装の1グラム当たり0.00005 UVT（2.1206 ペソ）。
- f. 課税対象外となる事柄：対象者が循環経済認証（CEC）を提示した場合。これは環境持続的開発省により施行細則が定められる。2022年法律第2232号第5条の附項に示されている、商品の容器、梱包、または包装に使用される使い捨てプラスチック製品は本税から除外される。
- g. 書式と支払い：DIANの決定に従う。

8. 健康税

i. 糖分を含む超加工飲料税（新規定）

a. 本税を発生させる事項：

- － これらの製品の生産、販売、在庫からの回収、または所有権の譲渡となる行為（無償または有償）。
- － 輸入時に商品を内国化する時点で：関税の清算と共に、本税が支払われる。

b. 課税対象外となる事柄：特別税制度に従う非営利団体として構成されたフードバンク、または同じ法人下に教会、あるいは内務省または法律によって認められた宗教団体を所有するフードバンクに対して生産者または輸入者が行う寄付。

c. 対象飲料：以下の品目（項あるいは号）が対象となる：19.01（以下は除外：19.01.90.20.00 および 19.01.20.00.00）、20.09、21.01、22.02、2106.90.21.00 および 2106.90.29.00。

d. 除外飲料：以下の飲料：

- － 乳児用調合乳
- － 糖類を添加した医薬品
- － 栄養素を消化、吸収、および/または代謝できない人々に栄養療法を提供することを目的とする、液体または粉末製品
- － 特別な医療目的のための液体食品および/または粉末食品
- － 病気による脱水を防ぐように設計された経口摂取用の電解質溶液

e. 課税ベース：製造または輸入された飲料等の 100 ミリリットル当り砂糖のグラム数

f. 税率：2023 年は 0 ペソから 35 ペソ、2024 年は 0 ペソから 55 ペソ、2025 年は 0 ペソから 65 ペソの間となる。2026 年以降は、2025 年の税額は、毎年 1 月 1 日に、UVT の増加率と同率で調整される。

g. 責任者：製造者または輸入者。

ii. 工業的に超加工された食品および・または添加糖が多い食品税（新规定）

a. 本税を発生させる事項：

- これらの製品の生産、販売、在庫からの回収、または所有権の譲渡となる行為（無償または有償）で、請求書または同等文書の発行日、およびこれがない場合は、所有権の留保、買戻し契約、または解決条件が合意されていたことにかかわらず、納品または回収の時点撤回の時期に発生する。
- 輸入時に商品を内国化する時点で：関税の清算と共に、本税が支払われる。

b. 課税対象外となる事柄：特別税制度に従う非営利団体として構成されたフードバンク、または同じ法人下に教会、あるいは内務省または法律によって認められた宗教団体を所有するフードバンクに対して生産者または輸入者が行う寄付。フードバンク協会にも適用される。

c. 対象食品：i) 原材料として砂糖、塩、ナトリウムおよび・または脂肪を添加したもの、ii) 以下の品目（項あるいは号）のもの：04.04.90.00.00、16.01、16.02、17.04、18.06、19.01.20.00.00、19.04、19.05、20.05、20.06.00.00、20.07、20.08、21.03、21.05 および 21.06（以下は除外：21.060.90.21.00 および 21.06.90.29.00）、iii) その含有量が栄養表の次の値を超えているもの。

栄養素	製品 100 グラムあたり
ナトリウム	$\geq 1\text{mg/kcal}$ および・または $\geq 300\text{ mg/100g}$
糖類	\geq 有利糖類の総エネルギーの 10%
飽和脂肪	\geq 飽和脂肪の総エネルギーの 10%

d. 課税対象外となる事柄：製造者による輸出

e. 課税ベース：販売価格となる。寄付や在庫からの回収の場合は、税法 90 条の規定に従う商業価値となる。輸入の場合、関税に本税の税額を加えて考慮される額となる。

f. FTZ で生産された完成品の場合、統合証明書に基づくすべての生産コストと費用の値に、関税の値を加えたものとなる。輸入者が国内関税地域の購入者または顧客である場合は、請求書の金額に関税を加えた金額になる。

g. 税率：2023 年 10%、2024 年 15%、2025 年以降 20%

- h. 責任者：生産者または輸入者。前年または現在の課税年度に、本税の課税対象活動から得た総収入が1万 UVT（4億 2,412万ペソ）未満であった自然人の生産者は、本税の責任者とはならない。
- i. 控除可能な費用：この税金は、税法第 115 条の規定に従い、購入者にとっては、商品のより高い価値として、所得税における控除可能な費用となる。
- j. 割引可能な税金：この税金は、付加価値税における割引可能な税金とはならない。
- k. 申告と支払い：国家政府の規定に従う。

9. 脱税と租税回避に対処するメカニズム

i. 実質的な管理拠点（SEA）

会社または団体の実質的な管理拠点（SEA）は、会社または団体の活動を実施するために必要な商業上および経営上の意思決定がなされる場所と理解される。

ii. 重要な経済的プレゼンス（PES）（新規定）

2024年1月1日以降、コロンビアでは所得税と補足的収入税に対して課税対象係数が創設され、これにより PES があるかどうか特定される。これは、非居住者でコロンビアに住所の無い人が、コロンビアに所在する顧客またはユーザーのために、商品販売および・またはサービス提供から収入を得る場合に限る。これには、商品販売かサービス提供かに応じて、次の要件がある。

- a. 商品販売：コロンビア市場において、国内に所在する顧客および・またはユーザーと意図的かつ体系的なやり取りが維持されており、前課税年度または現課税年度に、国内に所在する顧客および・またはユーザーとの商品の販売を伴う取引で、少なくとも3万 1,300UVT（13億 2,749万 5,600ペソ）の総収入を得ていること。非居住者または国内に拠点の無い事業体が次のことを維持している場合、意図的かつ体系的なやり取りがあるとされる：i) 前課税年度または現課税年度にコロンビア国内に所在する30万人以上の顧客および・またはユーザーとのやり取りまたはマー

ケティング展開、ii) コロンビアペソでの価格表示、または同通貨で支払いを認める可能性。

- b. サービス提供：規則に列挙されているデジタルサービスのいずれかが海外から提供されること。例えば、オンライン広告、デジタルコンテンツ、ストリーミング、オンライン仲介プラットフォーム、視聴覚メディアの購読、無形資産の使用権または利用権等がある。
- c. 徴収メカニズム：中央政府によって規定される。いずれの場合でも、その人は、販売またはサービスから得られた総収入について3%の税率で所得税を申告し、支払うことを選択でき、この場合、海外への支払いに対して源泉徴収を行わないよう申請することができる。

iii. 現物収入

納税者が、納税者またはその配偶者、または第4親等以内の血族、第2親等以内の姻族、または第1親等の民事上の親族に対するサービス提供または商品購入のために第三者に対して行う支払いは、受益者の現物支払いと収入となり、その市場価格を報告しなければならない。

上記は、当該第三者の長の個人所得、または雇用主が法律により社会保障制度、ICBF、SENA、および家族補償基金に対して行わなければならない拠出金ではない限り適用される。

iv. 居住者である自然人の一般所得グループでのコストと費用の推算

自然人の一般所得グループに関する課税対象所得を特定する際に、DIANは、控除可能なコストと費用の指標となる限度を推算できる。労働所得については、控除可能なコストと費用の上限は、総収入の60%と推定される。納税者がその制限を超えた場合、電子請求書、電子給与領収書、または同等の電子文書でコストと費用を裏付け、損益計算書にそれを示さなければならない。この場合、その他の法的要件を満たしている限り、そのコストと費用は控除対象となる。

v. 海外への支払いについての変更

商品販売および・またはサービス提供の支払いまたは口座振り込みで、コロンビアで重要な経済的プレゼンスを持つ人によって行われたもので、税法第 408 条のほかの徴収ケースに該当しないものは、支払い総額の 10%の税率の対象となる。この徴収の代理人は、クレジットカードおよびデビットカードの発行者、プリペイドカードの販売者、第三者のための現金回収業者、支払いゲートウェイ、税法第 368 条で言及される徴収代理人、その他 DIAN が指定する者となる。

vi. 海外資産の年次申告：

所得税の代替制度（例：簡易制度）に属する納税者は、この義務を遵守する義務がある。この義務は、海外資産の資産価値に関係なく履行されなければならない。

vii. 請求書による税額の決定

販売税と消費税は、DIAN により請求書に基づき特定される国税に含まれる。

viii. 金融取引税（GMF）が免除される業務および金額のコントロール

金融・連帯経済監督庁による監督を受ける、普通預金口座、電子預金、またはプリペイドカードの開設または管理を管理または開設を行う金融機関および・または貯蓄および信用の性質を持つ協同組合は、GMF の検証、コントロール、徴収を可能にする情報システムを採用する必要がある。これにより、税法第 879 条 1 項に示されている 350 UVT の免除の適用が許可される。一つの口座のみを対象とする必要はない。

10. 租税犯罪

i. 資産の省略および存在しない負債の包含

省略された資産または存在しない負債の値が法定最低賃金 1,000 カ月分以上の場合、犯罪となる。行政訴訟手続き中である場合、または適用可能な法律の妥当な解釈がある場合を除き、刑事訴訟の対象となる。

ii. 脱税または租税の不正

「脱税または不正の意図」は、罰則対象行為の要素となり、支払い最低額あるいは本人への最高残高が法定最低賃金 100 カ月分以上の場合、罰則対象と考慮される。

11. その他の規定

i. 印紙税

2023 年以降、その価値が 2 万 UVT (8 億 4,824 万ペソ) から 5 万 UVT (21 億 2,060 万ペソ) の不動産の処分のために発行される公正証書に対して印紙税が課せられる。税率は以下のとおりである。

UVT 範囲		限度税率	税額
下限	上限		
	20,000 (8 億 4,824 万ペソ)	0%	0
>20,000 (8 億 4,824 万ペソ)	50,000 (21 億 2,060 万ペソ)	1.5%	(UVT での処分価額 - 20,000UVT) × 1.5%
>50,000 (21 億 2,060 万ペソ)	以上	3%	(UVT での処分価額 - 50,000UVT) × 3%

ii. 未払いの源泉徴収申告の効果

未払いの金額が 10 UVT (42 万 4,120 ペソ) を超えない場合、有効であるとみなされ、遅くとも 2023 年 6 月 30 日までに支払われた場合、遅延支払いに対する罰金の支払いは発生しない。

iii. 情報を送付しない場合の罰則

最高罰金額と税率が次のように減少された。

項目	現行	改正後
最高罰金額	15,000 UVT (57 億 6 万ペソ)	7,500 UVT (3 億 1,809 万ペソ)
情報不提供による罰金	5%	1%
誤った情報提供による罰金	4%	0.7%
定められた時期外に情報を提出することによる罰金	3%	0.5%
基礎がない場合の罰金の定量化	前年の総資産の 0.5% がない場合は、純利益の 0.5%。	データの未提供、あるいは誤りの場合は 0.5 UVT だが、7,500 UVT までとする。

iv. 支払便宜

期間が 1 年を超えず、納税者が申告日の前年に債務不履行を起こしていない場合、無担保の支払い便宜が与えられる。

v. 同時の税制優遇措置

因果関係のない控除、減税、免税所得、所得または一時所得を構成しない収入、軽減税率は同時に発生しうる。

vii. 一時的な遅延利息

2023 年 6 月 3 日までに全額が支払われる税および関税の義務、および税法第 814 条に示されている便宜や合意については、遅くとも同日までに申告した場合、遅延利息は、遅延利子率の 50% となる。支払い便宜や合意については、申告は遅くとも 2023 年 5 月 15 日までに提出しなければならない。

viii. DIAN が所管する申告漏れに対する課徴金および利息の一時的軽減

2022 年 12 月 31 日現在で国税の申告書を提出していない納税者で、2023 年 5 月 31 日までに支払いと共に申告書を提出した納税者、または、2023 年 6 月 30 日以前に締

結され、上記日付（2023年5月31日）までに要請されている支払い便宜や合意を利用して申告する納税者は、以下の罰金と利子の減額を受けることができる。

- a. 税法第 641 条および第 640 条を適用した後、遅延罰金は定められた金額の 60%減額される。
- b. 遅延利息は、税法 635 条に定められた金利から 60%減額される。これらの裨益は、国税の不正確な申告を修正する納税者にも適用される。

ix. 法的効力のない付加価値税申告

税制改正の発効後 4 カ月以内に、2022 年 11 月 30 日時点で、正しい期間で提示されていないため、法的効力がないとみなされる付加価値税申告を提出した納税者は、遅延金または遅延利子を支払う義務はない。支払われた金額は、（今後）支払われるべき額についての貸方残高となる。

12. 廃止：

本法の公布に伴い、次の規定が廃止される：税法第 36-3 条、第 57 条、第 57-1 条、第 126 条、第 143-1 条の経過規定、第 158-1 条、270-2 条の 3 項、4 項および 5 項、第 235-2 条の 1 項、2 項、4 項の細則 c) と d) 、5 項および 6 項、第 235-3 条、第 235-4 条、第 257-2 条、第 306-1 条、第 616-5 条、および 800-1 条 7 項。同様に、1996 年法律 345 号第 4 条、1998 年法律 487 号第 5 条、2000 年法律 633 号第 97 条、2016 年法律 1819 号第 365 条、2020 年政令 772 号第 15 条、2021 年法律 2133 号第 30 条、2021 年法律 2155 号第 37、38、39 条、これらは 2023 年 1 月 1 日まで有効である。